



平成30年3月12日

東久留米市長  
並木 克巳 殿

東久留米市男女平等推進市民会議  
会長 名取 はにわ

東久留米市第3次男女平等推進プランの評価方法について（答申）

平成29年5月24日付29東久市生発第28号により諮問のありました標記の件について、本会議で審議した結果、別紙の結論に達しましたので答申します。



東久留米市第3次男女平等推進プランの  
評価方法について

(答申)

2018（平成30）年3月

東久留米市男女平等推進市民会議

## 【目 次】

I	答申	1
II	表 1、2	7
III	様式 1、2	21
IV	参考資料	25
	① 諮問文	27
	② 東久留米市男女平等推進市民会議条例	28
	③ 東久留米市男女平等推進市民会議委員名簿	30
	④ 東久留米市男女平等推進市民会議検討経過	31

# I 答申



## 1 はじめに

東久留米市は、男女平等推進プランを策定し男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めており、平成29年3月には「東久留米市第3次男女平等推進プラン」（以下「3次プラン」という。）を策定、平成29年4月よりその歩みを新たにしています。

平成29年5月24日、男女平等推進市民会議（以下「市民会議」という。）は、施策への取組がより充実し、3次プランが着実に推進されるよう、3次プランの評価方法について、市長より諮問を受けました。

3次プランの実効性を確保するためには、確実に施策の進捗状況を管理していくことが重要です。

本答申は、諮問事項について市民会議で検討し、意見をまとめたものです。

## 2 3次プランの進捗管理にかかる基本的な考え方

男女平等推進プランは男女共同参画社会の形成に必要な仕組みを作るために、行政が計画的に進めていく施策をまとめたものです。男女共同参画は社会のあらゆる分野における活動を視野に入れており、男女共同参画施策は多岐に渡り、以下の（1）、（2）の特徴があります。

- （1） 事業の中には、一見すると男女共同参画との関わりが分かりづらいものもあるため、施策推進には、事業が男女共同参画の実現においてどのような役割を担っているのかを、担当者が十分に理解することが不可欠です。
- （2） 施策はそれぞれ独立したものではなく、互いに関連し合っているので、担当間で連携して取り組むことがより高い効果を生み出します。

第2次男女平等推進プランの進捗管理においては、上記（1）の担当者の理解促進に寄与することを目的として評価が行われてきました。この評価方法は確実に成果をあげ、庁内において男女平等推進プランは年々浸透してきました。

そこで、3次プランの進捗管理においては、これまでの評価方法における良い点を継承しながら、（2）に記した、担当間の連携した取組状況にも注視していくことが必要だと考えます。

## 3 評価概要

### （1）評価者、評価の頻度、評価の公表等

これまでの評価と同様とします。

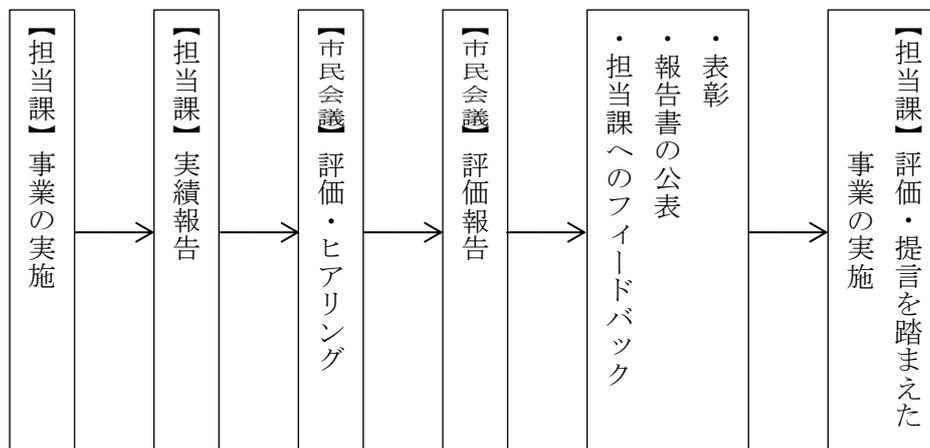
#### ① 評価者 市民会議

市長の諮問を受けて評価を行います。学識経験者や市民など外部の視点を取り入れて、客観性の高い評価を行います。

#### ② 評価の頻度 毎年度実施します。

- ③ 評価の公表 市民や事業所等に広く公表します。
- ④ 表彰 特に良い取組について、市民会議が表彰を行います。

(2) 評価とその後の流れ



4 評価単位と評価方法 (表 1、2 参照)

(1) 担当課が行う報告

3次プランの「取組の方向」を単位として、担当課ごとに報告します。

(2) 市民会議が行う評価・提言

担当課が行うひとつの報告に対してひとつの評価、提言をします。また、担当課が複数ある「取組の方向」については、「取組の方向」全体に対する講評・提言を行います。

(3) ヒアリングの実施

評価は、原則として担当課の報告に基づき行いますが、必要に応じて市民会議が担当課に対してヒアリングを行うなどし、実態に即した評価をしていくことが大切と考えます。

5 報告書様式

報告書は、担当課による報告「1 実績報告」及び「2 今後の課題 及び 次年度の方向性・目標」(様式1)と市民会議による「評価・提言」(様式2)とします。

様式は「取組の方向」ごとに、関わる全ての課の報告を並べて記載します。報告作業や評価結果を確認する際に、同じ目標をもつ課同士が互いの事業内容を認識し、関連性を見えやすくすることを目的としています。

各様式の項目と意味は次のとおりです。

(1) 担当課による報告 (様式1)

① 「1 実績報告」

担当課が「取組の方向」に沿った（男女共同参画の視点からの）事業の取組状況を報告します。報告は3次プランの「取組の方向」ごと、担当課ごとにひとつの報告を作成します。

**【報告する項目】**

・取組状況

報告年度の取組状況の報告をします。担当する1～複数の事業について、事業ごとのつながりを踏まえながら、まとめて報告します。まとめて報告することで、評価者や市民など、報告の受け手も内容を把握し易くなります。

・担当課評価と評価理由

評価に際しては、目標を明確にする必要があります。男女共同参画の視点から、事業の目標が何処にあるのかを捉える機会とすることを意図して担当課評価項目を設定します。

② 「2 今後の課題 及び 次年度の方向性・目標」

担当課が報告年度の事業を振り返り、把握した課題と、課題改善に向けて次年度に行う内容を報告します。

**【報告する項目】**

・今後の課題

男女共同参画の視点から事業推進の課題を把握します。

・次年度の方向性・目標

課題と同様に、男女共同参画の視点から事業を進めるために次年度に取り組む内容を記載します。

・数値目標

進捗状況を客観的に把握するため、できる限り数値目標を設定します。

(2) 市民会議による評価・提言（様式2）

担当課の報告を受けて評価を行い、評価理由や取組推進に向けた講評・提言を報告します。また、男女共同参画社会の実現に向けて必要となる取組が効果的に進められるよう、「取組の方向」を単位として、複数課を関連付けた提言も行います。

**【報告する項目】**

・「取組の方向」全体に係る講評・提言

担当課が複数ある「取組の方向」についてのみ設ける項目です。担当課間の関連性や連携状況などを踏まえ、「取組の方向」全体に係る講評・提言を行います。

(課別評価)

・講評・提言

担当課からの報告を受けて行う評価の評価理由や、今後に向けた提言を行います。

- ・評価

取組状況、課題把握、課題解決に向けた目標設定の各項目について評価します。3つの項目評価を総合し、年度評価を行います。

## 6 評価方法等の見直しについて

6年間の計画期間においては、法改正や各担当課の事業変更などが想定されます。毎年度の評価が3次プラン推進に向けて、効果的に機能するよう、評価方法や様式、評価対象事業等については必要に応じて見直しを行います。

## II 表 1、2



表1 東久留米市第3次男女平等推進プラン 体系表

目標番号	目標	施策番号	施策	取組の方向番号	取組の方向	事業番号	事業名	事業内容	担当課1	担当課2	担当課3	
I	働くための環境整備とワーク・ライフ・バランスの推進	1	ワーク・ライフ・バランスへの理解促進	1	ワーク・ライフ・バランスの正しい理解促進に向けた啓発、情報提供	1	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、意識啓発や情報提供及び講座の充実を図ります。	生活文化課			
						2	両立支援制度や育児休業・育児時間及び介護・看護休業制度の周知と取得に向けた啓発	仕事と家庭・地域生活の両立支援を進めるため、各種制度の周知と取得に向けた啓発活動を促進します。	生活文化課			
		2	市内事業所の働き方改革とワーク・ライフ・バランスへの取組推進	1	市内事業所に向けた講座開催や好事例、助成制度などに関する情報提供	3	関係法令、各種制度の周知と啓発	関係法令、各種制度の資料を有効活用し、さまざまな機会を捉え、周知及び啓発を行います。	産業政策課	生活文化課		
						4	労働環境の改善に向けた市内事業所への情報提供と啓発及び課題解決	市内事業所に対し、労働に関する講座や相談機関の情報提供及び啓発を図るとともに、市内事業所の抱える課題を採り、その改善に向けて行動します。	産業政策課	生活文化課		
						5	市内事業所における実践的取り組みの好事例の周知	市内事業所におけるワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に向けた実践的取り組みについて好事例を採り、市HP等で周知を行います	生活文化課			
						6	ワーク・ライフ・バランスの推進活動への支援に関する情報提供	国、東京都、関係機関と連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの推進活動への支援に関する制度等の情報提供を行います。	産業政策課	生活文化課		
		2	公共調達時におけるインセンティブ付与の検討	7	公共事業調達時のインセンティブ付与に向けての検討	国や東京都、その他関係機関と連携する中で、公共事業調達時のインセンティブ付与等について情報収集を行い、契約担当部署に対して情報提供及び要請を行っていきます。	生活文化課					
				8	男女が共に自立した生活を送るための啓発	関係各課及び関係機関と連携し、男女が多様な生き方や社会のあらゆる分野への参画が選択できるような情報及び学習機会を提供します。	生活文化課	生涯学習課				
		3	男性やシニアの家庭生活や地域活動への参画促進	2	男性やシニアが参加しやすい環境作り	9	シニアの経験と知識を活かす活動の推進	元気なシニアに地域活動の担い手として活躍してもらうため、シニアの豊かな社会経験や知識を活かした社会活動を活性化し、シニアが地域の支え合いに参加できる仕組みを推進します。	介護福祉課			
						10	男性の家事・育児・介護等への参加促進	男性向けの家事・育児・介護等に関する啓発を行うとともに関係各課と連携しながら、両立支援制度等の情報提供を行います。	生活文化課			
						10	父親の育児への参加を後押しするため、行事へ参加しやすい環境を整備し、父親向けの育児講座などを実施することで、父親の育児参加を支援します。	子育て支援課				
		4	両立支援のための子育て・介護の環境整備	1	多様なニーズに対応する保育、教育、子育て環境の整備	11	子育て相談事業のネットワーク化の推進	保健・医療・福祉・教育機関等関係機関と連携し、子育て相談事業のネットワーク化を推進していきます。	健康課	児童青少年課		
						12	保育・教育基盤の確保	就労のあり方の多様化に伴う多様な子育てニーズに対応し、全ての子どもに乳幼児期の保育・教育を保障するため、待機児童対策を進めるとともに、保育所、幼稚園など保育・教育基盤の安定的な確保に取り組みます。	子育て支援課			
						13	多様な保育・教育の提供	多様な働き方への対応や子育てに対する不安・負担の軽減を図るため、保育所、幼稚園、認定こども園等における一時預かり及びショートステイやファミリー・サポート・センター等多様な保育と教育の場を提供します。また、養育者の様々なニーズと保育・教育の適切な利用を結びつけるため、保育・教育コンシェルジュ等による支援を充実します。さらに、障害児や発達障害児等、特性や成長に合わせた支援を行います。	障害福祉課	児童青少年課	子育て支援課	
						14	学童保育及び児童館の充実	就労家庭等を支援するため、学童保育待機児童の減少に努めて参ります。また、児童館事業として地域の世代間交流の推進に努めます。	児童青少年課			
				2	介護支援の充実	15	地域包括支援センターの充実	相談支援、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメントの充実を図ります。	介護福祉課			
						16	要介護者の家族への支援	家族が情報を収集し、相談できる体制づくりをはじめ、介護の負担を軽減するための施策を充実させ、家族への支援を行います。	介護福祉課			
						17	介護保険制度の普及と啓発	介護保険制度やサービスの利用方法などを十分かつ適切に利用できるよう情報提供を行います。	介護福祉課			
18	在宅サービスの充実					中重度の介護者が住み慣れた地域で生活できるよう地域密着型サービスを導入します。	介護福祉課					

目標番号	目標	施策番号	施策	取組の方向番号	取組の方向	事業番号	事業名	事業内容	担当課1	担当課2	担当課3		
II	職業生活における女性の活躍推進	1	市内事業所及び市役所における女性活躍推進への取り組み促進	1	女性活躍推進にかかる意識啓発や情報提供	19	女性活躍推進に向けた情報提供	女性活躍を推進していく上で有用な情報提供を行います。	産業政策課	生活文化課			
				2	取組事業所への支援	再3	関係法令、各種制度の周知と啓発(再掲)	再3	関係法令、各種制度の資料を有効活用し、さまざまな機会を捉え、周知及び啓発を行います。	生活文化課	産業政策課		
						再7	公共事業調達時のインセンティブ付与に向けての検討(再掲)	再7	国や東京都、その他関係機関と連携する中で、公共事業調達時のインセンティブ付与等について情報収集を行い、契約担当部署に対して情報提供及び要請を行っていきます。	生活文化課			
						再5	市内事業所における実践的取り組みの好事例の周知(再掲)	再5	市内事業所におけるワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に向けた実践的取り組みについて好事例を探し、市HP等で周知を行います。	生活文化課			
				3	市役所における女性管理・監督職への登用促進	20	職員研修の充実	20	将来管理職になるための人材を育成するため、男女を問わず職員の能力向上のための研修を実施します	職員課			
						21	特定事業主行動計画の推進とポジティブ・アクションの推進	21	女性職員の登用促進に向けて特定事業主行動計画を早期に達成し、更なる取組を目指します。庁内の女性活躍推進に係る状況や課題把握に努め、計画の見直しを行います。また、ポジティブ・アクションを推進します。	職員課	生活文化課		
						22	女性職員の能力活用に関する管理職研修の実施	22	管理職の男女共同参画意識の向上のための研修を実施します。	職員課	生活文化課		
						23	ハラスメント対策の推進	23	セクシュアル・ハラスメント防止等対策要綱の職員への周知徹底及び研修を実施します。また、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等についても予防に向けた啓発を行います。	職員課			
				2	女性の就労継続とキャリア形成への支援	1	就労継続とキャリア形成に向けた意識啓発	24	女性の就労継続とキャリア形成への支援	女性の就労継続のための情報提供及びキャリア形成に向けた意識啓発の充実を図ります。	生活文化課		
				3	女性の再就労への支援	1	再就職に関する講座、啓発、情報提供	25	女性の再就職への支援	関係機関との連携を図りながら、女性の再就職のための情報提供及び講座の充実を図ります。	産業政策課	生活文化課	
4	女性の起業と事業継続への支援	1	起業と事業継続に関する講座、情報提供、関係機関との連携による支援とネットワークづくりへの支援	26	女性の起業に関する情報提供及び支援	関連機関と連携して、起業を目指す女性を一体となってサポートします。起業に関する知識や手法についての情報提供及び講座を実施するほか、起業している女性のネットワークづくりへの支援を引き続き行います。また、コミュニティビジネスに関する情報提供を行います。	産業政策課	生活文化課	図書館				
III	参画者の推進分野に	1	市附属機関や地域活動団体における男女の参画推進と女性の活躍推進	1	ポジティブ・アクションへの理解促進	27	審議会委員等委員の男女比率の均等化	男女が参画することの重要性やポジティブ・アクションについて、審議会所管課や自治会に向けて理解促進を行います。	生活文化課				
				2	男女が参加しやすい環境整備	28	自治会における男女共同参画に関する啓発及び情報提供	自治会セミナー等において男女共同参画に関する啓発及び情報提供を行います。	生活文化課				
		2	地域におけるリーダーとなる女性の育成	1	リーダー育成のための講座開催や機会の提供	29	地域におけるリーダーとなる女性の育成	男女共同参画の視点に配慮しながら、地域のリーダーを育成します。	生活文化課				

目標番号	目標	施策番号	施策	取組の方向番号	取組の方向	事業番号	事業名	事業内容	担当課1	担当課2	担当課3	
IV	安心・安全な暮らしの実現	1	生涯にわたる男女の健康の支援	1	ライフステージに合わせた健康支援	30	各種健康診査及び健康相談事業の充実	予防のための健診の受診率を上げ、生活習慣病の予防、改善を図ります。	健康課			
						31	発達段階に応じた適切な性教育の推進	人権尊重や男女平等の観点からの教科等の指導における発達段階に応じた性教育を充実します。	指導室			
						32	HIV/エイズや性感染症の予防、喫煙、薬物乱用の防止に関する教育の充実	思春期の児童・生徒に対して、スクールカウンセラーによるカウンセリングや、HIV、性感染症の予防、喫煙、薬物の危険性等に関する教育を行います。	指導室			
						33	生涯を通じた健康の保持増進等のための啓発及び情報提供	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)に関する啓発及び情報提供を行います。	生活文化課	健康課		
						34	こころの健康支援	こころの健康や自殺予防のための相談窓口等の周知を行います。	健康課			
						35	シニアが自立した生活を送るための支援	健康の保持増進のための事業や、地域活動への参画の促進のための各種講座等を実施します。また、住み慣れた地域で安心して暮らせるように地域活動団体等関係機関と連携を図ります。	介護福祉課			
						36	予防重視のシニア施策の充実	介護予防の総合的な推進及び健康づくりと身近な地域社会での活動への参加を支援します。	介護福祉課			
				2	妊娠、出産期における女性への健康支援	37	妊娠中及び出産後の健康管理の啓発及び相談事業の充実	プレババママクラスでの健康管理の啓発や、妊娠中及び出産後の健康づくりとして、妊産婦・新生児訪問や育児相談等相談事業の充実を図ります。	健康課			
						38	出産・育児に関する情報提供と男性の理解の促進	女性が主体的に出産・育児を考えられるよう支援し、母体への理解促進や育児参加など男性の理解を促進します。	健康課			
						39	暴力未然防止のための意識啓発	各種広報媒体を活用し、暴力防止や根絶に向けた啓発や情報提供の充実を図ります。	生活文化課			
		2	配偶者等からの暴力防止と被害者の自立に向けた支援	1	暴力の未然防止や早期発見のための取組強化	40	若年層に向けた暴力防止の啓発	若年層からの人権教育を充実させるとともに、中高大学生を対象にデートDV講座等を実施します。また、SNSなどの若者に身近な媒体を活用した啓発や情報提供を行います。	生活文化課	指導室		
						41	早期発見のための理解促進	被害者の周囲の人々や関係機関、関係各課が行う相談の担当者などが、早期に被害に気づき、支援につながるできるよう、配偶者暴力に関して正しく理解を深めるための講座実施や情報提供を行います。	生活文化課			
						42	相談窓口の周知	各種広報媒体や機会を活用し、相談窓口や支援機関について必要な情報を周知し、適切な相談が行われるよう努めます。	生活文化課	関係各課		
				2	安心して相談できる体制づくり	43	複合的に困難を抱える人への支援	外国人・高齢者・障害者など複合的に困難を抱える人を、迅速に適切な機関につなげることができるよう、関係各課・関係機関と連携して相談体制の充実を図ります。	関係各課			
						44	相談体制の整備	各種相談・訪問等を実施する課が相互に連携・役割を補完し合い、一体となった相談体制の整備を図ります。	関係各課			
						45	被害者や子どもの安全確保	被害者や子どもがいる場合にはその子ども、関係者に危害が及ばないように、関係機関との連携を強化し、安全の確保に努めます。	関係各課			
				3	被害者の安全確保のための体制整備	46	情報管理の徹底	被害者情報が流出することのないように、個人情報の管理を徹底します。	関係各課			
						47	自立のための支援体制の整備	被害者がその生活を再建し、自立できるまで、関係各課及び関係機関が連携を図り、総合的、継続的に支援を行います。	関係各課			
				5	関係機関との連携強化及び庁内体制の整備	48	関係機関との連携強化	東京都や他市区町村など関連自治体間との相互連携に努めます。また、警察や医療機関等の地域の関係機関と情報共有し連携強化を図ります。あわせて民間シェルター運営事業者などの被害者支援活動を行う民間団体等との連携についても検討します。	関係各課			
						49	庁内の相談・支援体制の整備と資質向上	「配偶者暴力対策庁内連絡会」を通じ、関連各課が行う支援策の情報共有を行い、支援体制の整備を図ります。また、研修や担当者間での情報共有や事例検討を行い、関係職員の資質の向上に努めます。	生活文化課	関係各課		
		3	女性や子どもに対するあらゆる暴力の予防と根絶	1	性暴力や児童虐待、ストーカー被害の根絶に向けた防止等の啓発	50	メディア・リテラシーの育成	メディアから発信される、男女の役割分担を固定的に捉えるような意識に基づく情報・表現を、主体的に解釈し考える力を育成します。	生活文化課	指導室		
						51	暴力の未然防止のための啓発や情報提供	暴力の未然防止のために、各種広報媒体の活用や、講座の実施など暴力防止のための啓発や、相談先の情報提供の充実を図ります。	生活文化課			
		4	ハラスメント等の防止対策の推進	1	ハラスメント防止に向けた啓発や情報提供	52	ハラスメント防止に向けた啓発や情報提供	東京都や関係機関と連携し、市内事業所へのハラスメント防止に向けた啓発や相談先等の情報提供を行います。	産業政策課	生活文化課		

目標番号	目標	施策番号	施策	取組の方向番号	取組の方向	事業番号	事業名	事業内容	担当課1	担当課2	担当課3
IV	安心・安全な暮らしの実現	5	性を理解し、自他を尊重するための教育の実施	1	性別による役割分担意識解消のための啓発	53	ジェンダー平等を推進するための啓発	ジェンダー(社会的・文化的に作られた性)による男女差別をなくし、あらゆる機会が男女平等に与えられるようにするため、ジェンダー平等についての啓発活動を行います。	生活文化課		
				2	発達段階に応じた適切な性教育の実施	再31	発達段階に応じた適切な性教育の推進(再掲)	人権尊重や男女平等の観点からの教科等の指導における発達段階に応じた性教育を充実します。	指導室		
				3	HIV/エイズや性感染症の予防、喫煙、薬物乱用の防止に関する教育の充実	再32	HIV/エイズや性感染症の予防、喫煙、薬物乱用の防止に関する教育の充実(再掲)	思春期の児童・生徒に対して、スクールカウンセラーによるカウンセリングや、HIV、性感染症の予防、喫煙、薬物の危険性等に関する教育を行います。	指導室		
		6	困難を抱える女性等が安心して暮らせるための支援	1	ひとり親家庭への支援	54	女性の人権を守る相談体制及び各種相談事業の充実	男女平等推進センターでの専門相談(女性の悩みごと相談、女性弁護士による法律相談)の充実を図ります。	生活文化課		
						55	相談体制及び各種相談事業の充実	関係各課と連携し、相談事業の充実を図ります。	児童青少年課	関係各課	
				2	若年者、高齢者、障害者、外国人等、困難を抱える女性が安心して暮らせるための支援	56	相談体制及び各種相談事業の充実	支援を必要とする市民に対し、きめ細やかな対応が図れるよう、各種相談対応のしきみを充実するとともに、ニーズと提供側を結び付けるコーディネート機能のより一層の機能整備を進めます。	福祉総務課		
						57	自立した生活を送るための就労支援の推進	各種制度等を活用し、自立した生活を送るための就労支援を行います。	福祉総務課		
						58	子ども、若者の自立に向けた力を高める取り組み	社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、また、男女ともに経済的に自立していくことの重要性を伝えるため、キャリア教育・職業教育を体系的に充実します。	指導室		
						59	若年層を対象とした啓発	関係各課及び関係機関と連携を図りながら、若年層に対するライフコースに関する講座啓発を実施します。	生活文化課		
		7	男女共同参画の視点を生かした防災と地域づくり	1	防災分野における男女共同参画の啓発	61	防災活動への男女共同参画の推進	防災における男女共同参画のための講座等を実施し、女性防災リーダーの裾野を広げます。防災対策や避難所運営に男女双方の視点が活かされるように、避難所運営組織の長への女性の登用を推進します。	防災防犯課	生活文化課	
						62	防災分野の意思決定への女性の参画拡大	防災会議委員への女性の参画を積極的に推進します。	防災防犯課		

目標 番号	目標	施策 番号	施策	取組 の方向 番号	取組の方向	事業 番号	事業名	事業内容	担当課1	担当課2	担当課3
V	男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤の整備	1	男女共同参画社会に対する理解促進	1	男女共同参画の正しい理解の促進	63	啓発資料等の発行及び広報誌活用の充実	広報誌や市HPを活用し、男女共同参画社会についての啓発活動を行います 男女共同参画の視点に配慮し、多様な読み手に広く伝わる広報づくりを行います。	生活文化課		
						64	啓発資料等の発行及び広報誌活用の充実	男女共同参画情報誌「ときめき」を中心にHPやニュースレター等の情報媒体を通じた啓発、情報提供・発信を行います。	生活文化課		
						65	男女共同参画に関する資料の提供	図書館を情報拠点の一つとして位置付けし、情報の提供・発信を行っていく際に男女共同参画に関する資料の提供を行います。	図書館		
						再53	ジェンダー平等を推進するための啓発(再掲)	ジェンダー(社会的・文化的に作られた性)による男女差別をなくし、あらゆる機会が男女平等に与えられるようにするため、ジェンダー平等についての啓発活動を行います。	生活文化課		
		2	男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供	1	男女共同参画に関する法令等や男女共同参画実現に向けた各種制度等の情報収集と提供	66	関係法令や各種制度等の周知	男女共同参画関係法令については、さまざまな機会を通じて周知を図るとともに、男女共同参画の実現に資する制度等で、市民にとって身近なものについて、情報収集と提供を行います。	生活文化課		
		3	男女共同参画への意識を育む教育の実施	1	学校、地域、家庭における男女共同参画意識を育む教育	67	男女混合名簿の使用	望ましい男女共同参画社会の実現に向けた取組の一環として、男女混合名簿の使用を継続します。	指導室		
						68	家庭と一体となった男女平等教育をすすめるための情報提供	各種たよりの発行や進路指導等に活用するための啓発資料の作成・配布により、情報提供を行います。	指導室		
						69	教育及び保育等に携わる者への男女平等に関する啓発、研修の充実	教職員、学童保育指導員、保育士等への研修の充実を図ります。	子育て支援課	児童青少年課	指導室
						70	保育実施上の配慮	保育所保育方針に基づき、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮します。	子育て支援課		
						71	学習機会や情報の提供	男女共同参画に係る講座や情報を得る機会を提供します。	生涯学習課		
						72	キャリア教育の充実	男女共同参画の考え方やこれに基づく自立教育及び職業に対する意識(職業観、勤労観)を育むための学校における職場体験を推進します。発達段階に応じた体験学習を実施します。	指導室		
						再59	若年層を対象とした啓発	関係各課及び関係機関と連携を図りながら、若年層に対するライフコースに関する講座を実施します。	生活文化課		
		73	女性教員に対する管理職試験への受験奨励	女性教員に対し、管理職試験を受験するように奨励します。	指導室						

目標 番号	目標	施策 番号	施策	取組 の方向 番号	取組の方向	事業 番号	事業名	事業内容	担当課1	担当課2	担当課3	
VI	推進体制の整備・強化	1	男女平等推進センターの機能強化	1	情報発信の充実(SNS等の活用、情報誌の充実)	74	男女平等推進センター機能の充実	行政と連携した市民参画の拠点として、センター事業を効率的に展開するほか、センター運営協議会を設置し、センターの運営に市民の意見を反映します。また、コーディネーター、専門員がより専門性を発揮できるよう環境整備を進めます。	生活文化課			
						75	学習機会の提供の充実	男女共同参画社会の実現のための講座等学習機会の提供の充実を図ります。	生活文化課			
						76	男女共同参画に関する情報収集及び提供の充実	男女共同参画に関する図書資料等の収集・整備を図るほか、男女共同参画に関する情報を広く収集し、適切に提供します	生活文化課			
				2	他機関との連携強化	77	関係機関、各種団体との連携の推進及びネットワークづくりの促進	幅広い情報提供及び市民参画の機会を拡充するために国、東京都、他の自治体や学校等関係機関及びNPO等市民活動団体との連携を推進します。また、センターに関わるさまざまな立場の人が新たなネットワークを形成するための支援を行います。	生活文化課			
						1	男女共同参画視点を持った組織づくり	78	男女共同参画への理解促進に向けた職員研修の充実	男女共同参画への理解促進に向けた職員研修を実施します。	職員課	生活文化課
								再21	特定事業主行動計画の推進とポジティブ・アクションの推進(再掲)	女性職員の登用促進に向けて特定事業主行動計画を早期に達成し、更なる取組を目指します。庁内の女性活躍推進に係る状況や課題把握に努め、計画の見直しを行います。また、ポジティブ・アクションを推進します。	職員課	生活文化課
		再22	女性の配置均等化の推進	多様化する業務内容において、性差なく人員配置を行っていきます。	職員課							
		2	庁内推進体制の強化	1	男女共同参画視点を持った組織づくり	再22	女性職員の能力活用に関する管理職研修の実施(再掲)	管理職の男女共同参画意識の向上のための研修を実施します。	職員課	生活文化課		
						80	プロジェクトチーム等におけるポジティブ・アクションの推進	プロジェクトチーム等を組織する際、応募した職員から選出する場合は、男女比率が均等になるよう努めます。	企画調整課			
						81	男女共同参画推進協議会の充実	庁内推進体制の充実を図ります。	生活文化課			
				2	庁内推進協議会の充実	82	男女共同参画推進のための総合調整機能の強化	市政の基本的施策の企画において、男女共同参画の視点に立って総合調整を行います。	企画調整課	生活文化課		
						83	ジェンダー予算に関する調査研究	ジェンダー予算に関する調査研究を行います。	財政課	生活文化課		
				4	市民参加による推進体制の充実	84	男女平等推進市民会議の充実	プランの推進に係る事項及び男女共同参画社会の実現のために、解決が必要な課題について検討します。	生活文化課			
		3	関係機関・団体との連携強化	1	国、都、企業、学校、地域の団体との連携強化	85	国、都、企業、学校、地域の団体との連携強化	関係機関との連携強化を図り、情報収集、調査・研究、及び要請を行っていきます。	生活文化課			
						4	男女平等推進プランの実効性の確保	1	確実なPDCAサイクルの実施	プランをより実効性のあるものとするために、評価方法を見直し、進捗状況の年次報告を実施します。	生活文化課	
		2	男女別等統計の充実	数値目標や課題等を設定する際に男女別統計を参考にする等の工夫を行い、また、評価方法を随時見直すことで、プランを実効性のあるものとしていきます。	生活文化課							
		3	男女共同参画推進条例(仮称)の研究	男女共同参画社会の形成を目指し、施策を積極的に展開していくための指針とするため、条例の制定について研究します。	生活文化課							

表2 東久留米市第3次男女平等推進プラン体系表（進捗状況評価の単位）

目標番号	目標	施策番号	施策	取組の方向番号	取組の方向	担当課	事業番号	事業名	評価通番
I	働くための環境整備とワーク・ライフ・バランスの推進	1	ワーク・ライフ・バランスへの理解促進	1	ワーク・ライフ・バランスの正しい理解促進に向けた啓発、情報提供	生活文化課	1 2	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発 両立支援制度や育児休業・育児時間及び介護・看護休業制度の周知と取得に向けた啓発	1
		2	市内事業所の働き方改革とワーク・ライフ・バランスへの取組推進	1	市内事業所に向けた講座開催や好事例、助成制度などに関する情報提供	産業政策課	3 4 6	関係法令、各種制度の周知と啓発 労働環境の改善に向けた市内事業所への情報提供と啓発及び課題解決 ワーク・ライフ・バランスの推進活動への支援に関する情報提供	2
						生活文化課	3 4 5 6	関係法令、各種制度の周知と啓発 労働環境の改善に向けた市内事業所への情報提供と啓発及び課題解決 市内事業所における実践的取り組みの好事例の周知 ワーク・ライフ・バランスの推進活動への支援に関する情報提供	3
		3	男性やシニアの家庭生活や地域活動への参画促進	1	固定的な性別役割分担意識解消への啓発	生活文化課	8	男女が共に自立した生活を送るための情報提供及び学習機会の提供	5
						生涯学習課	8	男女が共に自立した生活を送るための情報提供及び学習機会の提供	6
		2	男性やシニアが参加しやすい環境作り	2	男性やシニアが参加しやすい環境作り	生活文化課	10	男性の家事・育児・介護等への参加促進	7
						介護福祉課	9	シニアの経験と知識を活かす活動の推進	8
						子育て支援課	10	男性の家事・育児・介護等への参加促進	9
						生涯学習課	10	男性の家事・育児・介護等への参加促進	10
		4	両立支援のための子育て・介護の環境整備	1	多様なニーズに対応する保育、教育、子育て環境の整備	子育て支援課	12 13	保育・教育基盤の確保 多様な保育・教育の提供	11
						児童青少年課	11 13 14	子育て相談事業のネットワーク化の推進 多様な保育・教育の提供 学童保育及び児童館の充実	12
						健康課	11	子育て相談事業のネットワーク化の推進	13
						障害福祉課	13	多様な保育・教育の提供	14
						2	介護支援の充実	介護福祉課	15 16 17 18
				生活文化課	7			公共事業調達時のインセンティブ付与についての検討	4

目標番号	目標	施策番号	施策	取組の方向番号	取組の方向	担当課	事業番号	事業名	評価通番				
Ⅱ	職業生活における女性の活躍推進	1	市内事業所及び市役所における女性活躍推進への取り組み促進	1	女性活躍推進にかかる意識啓発や情報提供	産業政策課	19	女性活躍推進に向けた情報提供	16				
						生活文化課	19	女性活躍推進に向けた情報提供	17				
				2	取組事業所への支援	産業政策課	再 3	関係法令、各種制度の周知と啓発(再掲)	18				
						生活文化課	再 3	関係法令、各種制度の周知と啓発(再掲)	19				
							再 7 再 5	公共事業調達時のインセンティブ付与に向けての検討(再掲) 市内事業所における実践的取り組みの好事例の周知(再掲)					
				3	市役所における女性管理・監督職への登用促進	職員課	20 21 22 23	職員研修の充実 特定事業主行動計画の推進とポジティブ・アクションの推進 女性職員の能力活用に関する管理職研修の実施 ハラスメント対策の推進	20				
						生活文化課	21 22	特定事業主行動計画の推進とポジティブ・アクションの推進 女性職員の能力活用に関する管理職研修の実施	21				
				2	女性の就労継続とキャリア形成への支援	1	就労継続とキャリア形成に向けた意識啓発	生活文化課	24	女性の就労継続とキャリア形成への支援	22		
				3	女性の再就職への支援	1	再就職に関する講座、啓発、情報提供	産業政策課	25	女性の再就職への支援	23		
								生活文化課	25	女性の再就職への支援	24		
				4	女性の起業と事業継続への支援	1	起業と事業継続に関する講座、情報提供、関係機関との連携による支援とネットワークづくりへの支援	産業政策課	26	女性の起業に関する情報提供及び支援	25		
								生活文化課	26	女性の起業に関する情報提供及び支援	26		
								図書館	26	女性の起業に関する情報提供及び支援	27		
				Ⅲ	進 共にあ 同 おら 参 け 画 ゆ る の 男 分 推 野	1	市附属機関や地域活動団体における男女の参画推進と女性の活躍推進	1	ポジティブ・アクションへの理解促進	生活文化課	27	審議会委員等委員の男女比率の均等化	28
								2	男女が参加しやすい環境整備	生活文化課	28	自治会における男女共同参画に関する啓発及び情報提供	29
						2	地域におけるリーダーとなる女性の育成	1	リーダー育成のための講座開催や機会の提供	生活文化課	29	地域におけるリーダーとなる女性の育成	30

目標番号	目標	施策番号	施策	取組の方向番号	取組の方向	担当課	事業番号	事業名	評価通番
IV	安心・安全な暮らしの実現	1	生涯にわたる男女の健康の支援	1	ライフステージに合わせた健康支援	健康課	30	各種健康診査及び健康相談事業の充実	31
							33	生涯を通じた健康の保持増進等のための啓発及び情報提供	
							34	こころの健康支援	
						生活文化課	33	生涯を通じた健康の保持増進等のための啓発及び情報提供	
					32				
				介護福祉課	35	シニアが自立した生活を送るための支援	33		
					36	予防重視のシニア施策の充実			
				指導室	31	発達段階に応じた適切な性教育の推進	34		
			32	HIV/エイズや性感染症の予防、喫煙、薬物乱用の防止に関する教育の充実					
			2	妊娠、出産期における女性への健康支援	健康課	37	妊娠中及び出産後の健康管理の啓発及び相談事業の充実	35	
			38	出産・育児に関する情報提供と男性の理解の促進					
		2	配偶者等からの暴力防止と被害者の自立に向けた支援	1	暴力の未然防止や早期発見のための取組強化	生活文化課	39	暴力未然防止のための意識啓発	36
							40	若年層に向けた暴力防止の啓発	
					41	早期発見のための理解促進			
					37	若年層に向けた暴力防止の啓発	37		
				2	安心して相談できる体制づくり	関係各課	42	相談窓口の周知	38
	43					複合的に困難を抱える人への支援			
	44					相談体制の整備			
生活文化課	42			相談窓口の周知	39				
3	被害者の安全確保のための体制整備			関係各課	45	被害者や子どもの安全確保	40		
			46	情報管理の徹底					
4	自立のための支援体制の整備	関係各課	47	自立のための支援体制の整備	41				
5	関係機関との連携強化及び庁内体制の整備	関係各課	48	関係機関との連携強化	42				
			49	庁内の相談・支援体制の整備と資質向上					
生活文化課	49	庁内の相談・支援体制の整備と資質向上	43						

目標番号	目標	施策番号	施策	取組の方向番号	取組の方向	担当課	事業番号	事業名	評価通番	
		3	女性や子どもに対するあらゆる暴力の予防と根絶	1	性暴力や児童虐待、ストーカー被害の根絶に向けた防止等の啓発	生活文化課	50	メディア・リテラシーの育成	44	
							51	暴力の未然防止のための啓発や情報提供		
							指導室	50	メディア・リテラシーの育成	45
		4	ハラスメント等の防止対策の推進	1	ハラスメント防止に向けた啓発や情報提供	産業政策課	52	ハラスメント防止に向けた啓発や情報提供	46	
						生活文化課	52	ハラスメント防止に向けた啓発や情報提供	47	
		5	性を理解し、自他を尊重するための教育の実施	1	性別による役割分担意識解消のための啓発	生活文化課	53	ジェンダー平等を推進するための啓発	48	
						指導室	再 31	発達段階に応じた適切な性教育の推進(再掲)	49	
						指導室	再 32	HIV/エイズや性感染症の予防、喫煙、薬物乱用の防止に関する教育の充実(再掲)	50	
		6	困難を抱える女性等が安心して暮らせるための支援	1	ひとり親家庭への支援	生活文化課	54	女性の人権を守る相談体制及び各種相談事業の充実	51	
						児童青少年課	55	相談体制及び各種相談事業の充実	52	
						関係各課	55	相談体制及び各種相談事業の充実	53	
				2	若年者、高齢者、障害者、外国人等、困難を抱える女性安心して暮らせるための支援	指導室	58	子ども、若者の自立に向けた力を高める取り組み	54	
						生活文化課	59	若年層を対象とした啓発	55	
						福祉総務課	56	相談体制及び各種相談事業の充実	56	
							57	自立した生活を送るための就労支援の推進		
		障害福祉課	60	障害者に対する就労自立支援	57					
		7	男女共同参画の視点を生かした防災と地域づくり	1	防災分野における男女共同参画の啓発	防災防犯課	61	防災活動への男女共同参画の推進	58	
生活文化課	61					防災活動への男女共同参画の推進	59			
2	防災分野における女性活躍の推進			防災防犯課	62	防災分野の意思決定への女性の参画拡大	60			

目標番号	目標	施策番号	施策	取組の方向番号	取組の方向	担当課	事業番号	事業名	評価通番	
V	男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤の整備	1	男女共同参画社会に対する理解促進	1	男女共同参画の正しい理解の促進	生活文化課	63	啓発資料等の発行及び広報誌活用の充実	61	
							64	啓発資料等の発行及び広報誌活用の充実		
						再 53	ジェンダー平等を推進するための啓発(再掲)			
							秘書広報課	63	啓発資料等の発行及び広報誌活用の充実	62
							図書館	65	男女共同参画に関する資料の提供	63
		2	男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供	1	男女共同参画に関する法令等や男女共同参画実現に向けた各種制度等の情報収集と提供	生活文化課	66	関係法令や各種制度等の周知	64	
		3	男女共同参画への意識を育む教育の実施	1	学校、地域、家庭における男女共同参画意識を育む教育	子育て支援課	69	教育及び保育等に携わる者への男女平等に関する啓発、研修の充実	65	
							70	保育実施上の配慮		
						児童青少年課	69	教育及び保育等に携わる者への男女平等に関する啓発、研修の充実	66	
						指導室	67	男女混合名簿の使用	67	
68	家庭と一体となった男女平等教育をすすめるための情報提供									
69	教育及び保育等に携わる者への男女平等に関する啓発、研修の充実									
	72	キャリア教育の充実	68							
	73	女性教員に対する管理職試験への受験奨励								
				生活文化課	再 59	若年層を対象とした啓発	68			
				生涯学習課	71	学習機会や情報の提供	69			

目標番号	目標	施策番号	施策	取組の方向番号	取組の方向	担当課	事業番号	事業名	評価通番		
VI	推進体制の整備・強化	1	男女平等推進センターの機能強化	1	情報発信の充実(SNS等の活用、情報誌の充実)	生活文化課	74	男女平等推進センター機能の充実	70		
				75	学習機会の提供の充実						
		76	男女共同参画に関する情報収集及び提供の充実								
		2	他機関との連携強化	生活文化課	77	関係機関、各種団体との連携の推進及びネットワークづくりの促進	71				
		2	庁内推進体制の強化	1	男女共同参画視点を持った組織づくり		職員課	78	男女共同参画への理解促進に向けた職員研修の充実	72	
								再 21	特定事業主行動計画の推進とポジティブ・アクションの推進(再掲)		
								79	男女の配置均等化の推進		
								再 22	女性職員の能力活用に関する管理職研修の実施(再掲)		
				生活文化課	78	男女共同参画への理解促進に向けた職員研修の充実	73				
					再 21	特定事業主行動計画の推進とポジティブ・アクションの推進(再掲)					
				再 22	女性職員の能力活用に関する管理職研修の実施(再掲)						
				企画調整課	80	プロジェクトチーム等におけるポジティブ・アクションの推進	74				
				2	庁内推進協議会の充実	生活文化課	81	男女共同参画推進協議会の充実	75		
				3	庁内実施主体間の連携強化			企画調整課	82	男女共同参画推進のための総合調整機能の強化	76
		財政課	83						ジェンダー予算に関する調査研究	77	
		生活文化課	82						男女共同参画推進のための総合調整機能の強化	78	
		83	ジェンダー予算に関する調査研究								
		4	市民参加による推進体制の充実	生活文化課	84	男女平等推進市民会議の充実	79				
3	関係機関・団体との連携強化	1	国、都、企業、学校、地域の団体との連携強化	生活文化課	85	国、都、企業、学校、地域の団体との連携強化	80				
4	男女平等推進プランの実効性の確保			1	生活文化課	86	進捗状況の年次報告の実施	81			
						2	男女別等統計の充実	生活文化課	87	プランの実効性の向上	82
						3	男女共同参画推進条例(仮称)の研究	生活文化課	88	男女共同参画推進条例(仮称)の研究	83

### Ⅲ 様式 1、2

目 標		
施 策		
取組の方向		
(説明)		

1 実績報告 取組の方向に沿った事業への取組状況の報告

通し番号		取組状況	担当課評価
担当課	事業番号		
			評価
			評価理由
課			評価
			評価理由
課			評価
			評価理由
課			評価
			評価理由

事業				
担当課				

2 今後の課題 及び 次年度の方向性・目標

通番	今後の課題		次年度の方向性・目標				
担当課							
課							
	数値目標	29	30	31	32	33	34
課							
	数値目標	29	30	31	32	33	34
課							
	数値目標	29	30	31	32	33	34

目 標		
施 策		
取組の 方向		
事 業		
担当課		

「取組の方向」全体についての講評・提言

課別評価

通し番号		講評・提言	年度評価
担当課	事業番号		項目評価
課			評価
			取組状況
			課題把握
			次年度目標
課			評価
			取組状況
			課題把握
			次年度目標
課			評価
			取組状況
			課題把握
			次年度目標

## IV 參考資料



29東久市生発第28号  
平成29年5月24日

東久留米市男女平等推進市民会議  
会 長 名取 はにわ 様

東久留米市長 並木 克巳

東久留米市男女平等推進プランについて（諮問）

東久留米市では、男女共同参画社会を実現するために、東久留米市男女平等推進プランを策定し、取組を進めております。

平成29年3月には、「男女共同参画社会の形成をめざす 東久留米市第2次男女平等推進プラン」（以下、「第2次プラン」という。）の計画期間終了を迎え、また、平成29年4月を始期とする「東久留米市第3次男女平等推進プラン」（以下、「第3次プラン」という。）を策定いたしました。

つきましては、第2次プランの進捗管理を行うとともに、第3次プランの実効性を確保するための評価方法を検討するため、東久留米市男女平等推進市民会議条例第2条に基づき、下記事項について諮問いたします。

記

諮問事項

- 1 東久留米市第2次男女平等推進プランの進捗状況評価について（平成28年度事業）
- 2 東久留米市第3次男女平等推進プランの評価方法について

答申期限

- 1 について、 平成29年10月31日
- 2 について、 平成30年 3月16日

## 東久留米市男女平等推進市民会議条例

平成8年12月25日条例第23号

改正 平成13年3月30日条例第16号

改正 平成14年12月27日条例第28号

(設置)

第1条 東久留米市男女平等推進プランが目指す男女共同参画社会の実現に向けて、その課題の解決を図るため、市長の附属機関として、東久留米市男女平等推進市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議し、報告する。

- (1) 東久留米市男女平等推進プランの推進にかかわる事項
- (2) 前号のほか、男女共同参画社会の実現のために解決が必要な課題に関する事項

(組織)

第3条 市民会議は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員10人以内で組織する。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 東京都等関係行政機関が推薦する者 2人以内
- (3) 市民公募による者 4人以内
- (4) 市職員で市長が推薦する者 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、会長が招集する。

- 2 市民会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 市民会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 市民会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を徴することができる。

(部会)

第7条 市民会議は、特定事項又は専門的事項について調査及び検討を行うために必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前2条の規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、市民部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成13年3月30日条例第16号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年12月27日条例第28号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

東久留米市男女平等推進市民会議委員名簿（第9期）

	区分	役職等	氏名
◎	学識経験者	・特定非営利活動法人 日本BPW連合会副理事長 ・元内閣府男女共同参画局長	名取 はにわ
	学識経験者	・多摩信用金庫 価値創造事業本部 営業店支援部 課題解決企画グループ 調査役	徳田 ユミ子 H28.4.1～H29.3.31
	学識経験者	・多摩信用金庫 価値創造事業本部 地域連携支援部 まちづくりグループ 調査役	嵯峨 洋輔 H29.5.24～H30.12.31
	東京都等関係行政機関の推薦	・東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課長	野口 昌利 H28.4.1～H28.6.30
	東京都等関係行政機関の推薦	・東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課長	白石 正樹 H28.8.3～H29.7.31
	東京都等関係行政機関の推薦	・東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課長	各務 豊 H29.8.17～
	東京都等関係行政機関の推薦	・東久留米市民生委員・児童委員協議会会長	鈴木 久佐子 H28.4.1～H28.11.30
	東京都等関係行政機関の推薦	・東久留米市民生委員・児童委員協議会副会長	世木澤 久美子 H29.1.27～
○	公募市民		斎藤 利之
	公募市民		柘植 宏実
	公募市民		本田 純
	公募市民		佐賀 律子
	市職員	・東久留米市子ども家庭部長	森山 義雄
	市職員	・東久留米市教育部長	師岡 範昭

\*◎は会長 ○は副会長

\*区分は東久留米市男女平等推進市民会議条例第3条による

\*任期は平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

## 東久留米市男女平等推進市民会議検討経過

回数	開催日	会議内容
第1回男女平等推進市民会議	平成29年5月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次男女平等推進プランの進捗状況評価について(平成28年度事業)</li> <li>・第3次男女平等推進プランの評価方法について</li> </ul>
第1回ワーキンググループ会議	平成29年7月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次男女平等推進プランの進捗状況評価について(平成28年度事業)</li> </ul>
第2回ワーキンググループ会議	平成29年7月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次男女平等推進プランの進捗状況評価について(平成28年度事業)</li> </ul>
第3回ワーキンググループ会議	平成29年7月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次男女平等推進プランの進捗状況評価について(平成28年度事業)</li> </ul>
第2回男女平等推進市民会議	平成29年8月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次男女平等推進プランの進捗状況評価について(平成28年度事業)</li> </ul>
第3回男女平等推進市民会議	平成29年10月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次男女平等推進プランの進捗状況評価について(平成28年度事業)</li> </ul>
第4回男女平等推進市民会議	平成30年2月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次男女平等推進プランの評価方法について</li> </ul>

※ 第2次男女平等推進プランの進捗状況評価についての検討では、第3次男女平等推進プランの評価方法検討に向けた課題等についての確認も行った。